

横浜市病児・病後児保育事業利用連絡書（第 4 号様式）について

- 利用連絡書は横浜市の病児保育室・病後児保育室を利用する際に必要となる書類です。

医療機関の方へ

- 診察をした児童が病児保育室・病後児保育室を利用できると認められる場合、医療機関記入欄に必要な事項をご記入いただき、**原本**を保護者にお渡しください。
- 市町村に対して保険福祉サービスに必要な情報を提供するための診療状況を示す文書にあたるため、作成にあたっては、月 1 回に限り、診療情報提供料（Ⅰ）を算定することができます。
- 小児科外来診療料を算定する場合、小児科外来診療料に診療情報提供料（Ⅰ）が含まれているため、診療情報提供料（Ⅰ）を算定することはできません。
- 「療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて」（平成17年 9 月 1 日保医発第0901002号）の「療養の給付と直接関係ないサービス等とはいえないもの」にあたります。

保護者の方へ

- 保護者記入欄をご記入ください。
- 医療機関を受診し、医療機関記入欄に必要な事項を記入してもらってください。
※可能な限り、かかりつけ医等のお子さまに身近な医療機関をご受診ください。
- 病児保育室・病後児保育室に**原本**をご提出ください。
※複数の施設をご利用される場合はコピーを取り、最初に利用する施設に原本をご提出ください。
後に利用する施設には原本を他の施設に提出済であることをお伝えください。
※処方薬がある場合はお薬手帳やお薬説明書を併せてご持参ください。
- 利用連絡書の有効期間は記載日を 1 日目として 7 日間です。また、有効期間中でも病状が変化した場合は再度医療機関を受診し、利用連絡書を作成してもらう必要があります。

- 利用連絡書はこちらからダウンロードできます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/hoikuseido/byogo/byouzi-hoiku.html>



【問合せ先】

横浜市こども青少年局保育・教育運営課
045-671-3564